

民主制でも避けられません。投票権者の多数が賢明で正しい判断をすることもあればその逆もあるのです。そして、[Q. 1] で紹介したりトアニアでの「選挙&国民投票」のように、選挙で選ばれた議員の多数意思とは異なる多数意思が国民投票（直接民主制）で示されることも多々あります。でも、それは間接民主制の否定ではありません。間接民主制において避け難い「議会の意思と民意とのねじれ」を明らかにして、その「ねじれ」を解消しようとしているだけのこと。それは間接民主制の否定ではなく是正です。

それはイギリスでの EU をめぐる国民投票でも言えることです。議会制民主主義（間接民主制）のトップに立つキャメロン前首相やメイ首相は、この数年間ずっと「イギリスは EU に残留すべきだ」と主張してきました。それでも「離脱か残留か」の選択は国の命運を左右する特別に重要な事柄だからと、間接民主制を護り肯定しながら、直接民主制である国民投票の実施を決めました。そしてこの国民投票において「離脱多数」という国民の意思が示されると、自身の主張とは異なっているのに、できる限り混乱を回避させて EU 離脱を実現しようと懸命に努めています。

そのような姿勢を間接民主制の否定だと考えるのは誤っています。イギリスにおいて、メイ首相らは間接民主制で示される議員の多数意思と直接民主制で示された国民の多数意思がねじれた現実を前にして、そのどちらに優越性を認めるべきかについて大いに考え悩んだはず。そのうえで、今回は国民投票での結果を政治に反映しようとしているのです。

日本において、衆・参各院総議員の3分の2以上の賛成をもって憲法9条の改正案を発議しても、国民投票において反対票が多数を占めれば、その主権者の多数意思が優越性を持ち、間接民主制の代表者である議員の多数意思を抑えることとなります。国会も内閣もそれを覆すことはできません。こうした日本の憲法上の規定は、前述のイギリスにおける新旧首相の対応と合致するものです。